

令和4年第2回士別市議会定例会会議録（第1号）

令和4年6月3日（金曜日）

午前10時00分開会

午前11時09分散会

本日の会議事件

開会宣告

会議録署名議員の指名

諸般の報告

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 行政報告について

日程第 3 報告第 2号 継続費繰越計算書について

日程第 4 報告第 3号 繰越明許費繰越計算書について

日程第 5 報告第 4号 事故繰越し繰越計算書について

日程第 6 議案第 49号 士別市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 50号 士別市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 57号 令和4年度士別市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第 8 議案第 51号 士別市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例について

議案第 52号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について

議案第 53号 士別市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 54号 士別市水道料金等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第10 議案第 55号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部変更について

日程第11 議案第 56号 令和4年度士別市一般会計補正予算（第3号）

散会宣告

出席議員（15名）

副議長	1番	村上 緑一 君	2番	石川 陽介 君
	3番	湊 祐介 君	4番	中山 義隆 君
	5番	加納 由美子 君	6番	奥山 かおり 君
	7番	西川 剛 君	8番	佐藤 正 君
	9番	真保 誠 君	10番	喜多 武彦 君
	11番	谷 守 君	12番	大西 陽 君

13番 十河剛志君
議長 15番 井上久嗣君

14番 山居忠彰君

出席説明員

市長	渡辺英次君	副市長	法邑和浩君
総務部長	大橋雅民君	市民自治部長	藪中晃宏君
健康福祉部長	東川晃宏君	経済部長	鴻野弘志君
建設水道部長	千葉靖紀君		

教育委員会 会長	中峰寿彰君	教育委員会 生涯学習部長	三上正洋君
-------------	-------	-----------------	-------

病院事業者 副管理者	三好信之君	経営管理部長	中館佳嗣君
---------------	-------	--------	-------

事務局出席者

議会事務局長	穴田義文君	議会事務局 総務課長	岡崎忠幸君
議会事務局 総務課主任	中井聖子君	議会事務局 総務課主任	駒井靖亮君

(午前10時00分開会)

○議長（井上久嗣君） 令和4年第2回定例会が招集されましたところ、本日の出席議員は全員であります。

ただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

○議長（井上久嗣君） 本定例会の会議録署名議員には、5番 加納由美子議員、6番 奥山かおり議員、7番 西川 剛議員を指名いたします。

○議長（井上久嗣君） ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（穴田義文君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程及び諸報告については、配信のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

報告第2号 継続費繰越計算書について

報告第3号 繰越明許費繰越計算書について

報告第4号 事故繰越し繰越計算書について

報告第5号 出資団体の経営状況報告について（士別市農畜産物加工株式会社）

報告第6号 出資団体の経営状況報告について（株式会社翠月）

報告第7号 出資団体の経営状況報告について（羊と雲の丘観光株式会社）

報告第8号 出資団体の経営状況報告について（まちづくり士別株式会社）

議案第49号 士別市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

議案第50号 士別市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第51号 士別市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例について

議案第52号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について

議案第53号 士別市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例について

議案第54号 士別市水道料金等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第55号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部変更について

議案第56号 令和4年度士別市一般会計補正予算（第3号）

議案第57号 令和4年度士別市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

2. 監査委員から送付された報告は次のとおりである。

例月現金出納検査の結果に関する報告 1月、2月、3月分

3. 議長会の関係については次のとおりである。

(1) 全国市議会議長会第98回定期総会

- イ. 開催日 令和4年5月25日
- ロ. 開催地 東京都
- ハ. 出席者 井上議長
- ニ. 会議概要 事務報告、委員会報告の後、部会提出議案27件及び会長提出議案5件を審議し、役員改選を行い終了した。

(2) 上川北部市町村議会議長会（5月定例会・総会）

- イ. 開催日 令和4年6月2日
- ロ. 開催地 美深町
- ハ. 出席者 井上議長
- ニ. 会議概要 令和4年度事業計画（案）について外1案件を審議し、9月定例会について外1案件を協議した後に情報交換を行い、アートヴィレッジ恩根内及びSAF恩根内を視察し終了した。

4. 本会議に出席する者は次のとおりである。

市長	渡辺英次	副市長	法邑和浩
総務部長	大橋雅民	市民自治部長	藪中晃宏
健康福祉部長	東川晃宏	経済部長	鴻野弘志
建設水道部長	千葉靖紀	市民自治部長 朝日支所長	佐藤義弘
企画課長	増田晶彦	総務課長 (併)選挙管理 委員会事務局長	半澤浩章
総務課 危機管理監 (併)選挙管理 委員会事務 管理監	阿部弘	財政課長	佐藤寛之
自治環境課長 兼バイオマス資 源堆肥化施設長	青木伸裕	市民課長	丸徹也
税務課長	水留啓諭	環境センター 所長	今井博明
朝日支所 地域住民課長 (併)地域教育 課	庄司伸一	朝日支所 経済建設課長	岡田詔彦
上士別出張所長 兼上士別構造 改善センター 所長	吉川千緒	多寄出張所長 兼多寄研修 センター所長 兼多寄構造改善 センター所長	阿部也寸志

温根別出張所長 兼温根別生活 改善センター長	佐々木 憲 也	福祉課長	川原 広 幸
所兼温根別集 多目的研修所長			
こども・子育て 応援課長	瀧 上 聡 典	保育推進課長	東 川 由 美
介護保険課長	青 木 秀 敏	地域包括ケア 推進課長	岡 田 英 俊
保健福祉社 センター所長 兼成人病検 査センター所長	佐 藤 祐 希	いきいき健康 センター館長	島 田 英 貴
農業振興課長	藤 田 昌 也	農業振興課監 農耕地管理	喜 多 伸 光
畜産林務課長	徳 竹 貴 之	商工労働課長 観光課	阿 部 淳
都市整備課長	佐々木 誠	都市整備課監 土木管理	村 田 雄 大
都市整備課監 建築管理	峯 垣 智 剛	都市整備課監 上下水道管理	山 下 正 明
都市マネジメント 課長	土 田 実	施設維持 センター所長	興 水 賢 治
会計管理局長	坂 本 洋 紅	農業振興課副長	市 橋 信 明
商工労働観光課長 副	佐 藤 政 臣	都市マネジメント 課主幹	檜 木 孝 士
教育委員会 教育課長	中 峰 寿 彰	教育委員会 生涯学習部長	三 上 正 洋
教育委員会 学校教育課長	須 藤 友 章	教育委員会 高等学校長	河 口 光 輝
教育委員会 学校給食所長	古 川 優	教育委員会 社会教育課長	武 山 鉄 也
教育委員会 中央公民館長 兼市民文化 センター館長	千 葉 真奈美	教育委員会 図書館情報 兼生涯学習 センター所長	岡 崎 浩 章
教育委員会 博物館長 兼公会堂展 示館	大 留 義 幸	教育委員会 合宿の里・ スポーツ一 ツ推進課長 兼総合体育 館交流館長	坂 本 英 樹
教育委員会 学校教育課副 長	友 田 正 樹	教育委員会 社会教育課副 長	佐 藤 和 佳 子
教育委員会 中央公民館副 長 兼市民文化 センター副 長	森 田 智 子	教育委員会 図書館副 兼生涯学習 センター副 長	藤 田 昌 宏

この間、子供の陽性者が多かったことから、保育園や小・中学校の閉鎖などにより感染の拡大防止を図ったほか、職員の感染状況も情報提供したところです。

ワクチン接種の状況は、5月20日現在、12歳以上の1万4,827人へ3回目の接種券を送付し、接種率が85.9%となっており、国や道を大きく上回っています。

5歳から11歳までの小児接種は、5月20日現在、対象者747人中、1回目301人、40.3%、2回目205人、27.4%が接種を終えています。また、4月1日からは、剣淵町・和寒町との連携協定に基づき、小児接種の希望者の受入れを行っています。

4回目接種については、対象者が3回目接種から5か月以上経過した60歳以上の方や、18歳以上で基礎疾患を有する方、重症化リスクが高いと医師が認める方に限定されました。

市内の医療機関や高齢者施設等での接種は、7月上旬となることから、予診票の発送などの準備を進めており、今後も希望者が速やかに接種できるよう鋭意体制を整えてまいります。

新型コロナに関する経済対策の実施状況です。令和3年度住民税非課税世帯等への10万円のプッシュ型臨時特別給付金は、対象となる2,808世帯のうち、5月13日までに98.6%に当たる2,768世帯へ給付を終えたほか、新型コロナの影響により家計が急変し、非課税世帯と同様の状況にある3世帯へ給付を行いました。また、子供1人当たり10万円の子育て世帯への臨時特別給付金は、4月25日に1,978人、1,143世帯への給付を完了しました。

事業者復活サポート応援金事業は、4月22日から6月30日までを募集期間として実施しています。5月23日現在、8件の申請を受け、そのうち4件の支給を決定したところであり、今後においても迅速な支給に努めます。

次に、農作物の状況についてです。

本年の積雪・降雪量は、平年を下回るとともに、春先は好天に恵まれたことから雪解けが進み、耕起・播種・移植など順調に推移しています。

主要作物の現況について申し上げますと、稲作は出芽から順調に生育し、移植作業も滞りなく終了したところです。

畑作物では、秋まき小麦はおおむね平年並みに生育しています。春まき小麦、てん菜、タマネギ、パレイショについても日照、気温に恵まれたことから、播種作業も終わり、生育も順調に進んでいる状況です。

向こう3か月の予報では、平均気温が高く降水量は平年並みと予想されていますが、気象状況に合わせた栽培・品質管理に十分留意するとともに、農作業における安全対策など、関係機関と連携を密にし、万全を期す中で、豊穰の秋が迎えられるよう期待をします。

次に、地域医療についてです。

開院に向けて準備を進めてきたしべつ眼科ですが、去る5月24日に落成修祓式が執り行われ、6月1日から開院をしました。今後、下内昭人院長による高度な医療が身近で提供されることで、通院等の利便性が向上するところであり、引き続き、市民が安心できる医療環境の充実に努めてまいります。

次に、中心市街地の活性化についてです。

昨年5月1日にオープンした道の駅羊のまち 侍・しべつは、当初計画を上回る約36万人の来訪がありました。中心商店街との連携事業については、オープン時からコロナ禍ということもあり、実施が難しい状況が続きましたが、本年2月に新たな人の流れを生むまちゼミが開催されました。今後においても、本施設を核として、中心市街地の活性化が図られるよう、本市としても協力をしてまいります。

次に、地域おこし協力隊についてです。

4月から、農業、羊飼養、地域振興、観光振興の分野において、それぞれ新たに1名を採用いたしました。これにより、総勢14名の隊員が、地域の活性化や定住に向けた活動を実施しているところです。今後、隊員同士のつながりを強化するため、交流事業等の開催に取り組みながら、定住に向けた支援体制を継続します。

次に、就農研修者についてです。

新規就農に向け、これまで3名が研修をしていますが、そのうち3月で任期を迎えた1名が、朝日地区において独立就農しました。今後は、本人の就農が実り多いものになることに加え、さらなる地域農業の発展を望むところです。

また、新たに1名の研修者が加わり、本年度も3名が各地区で農業研修に励んでいます。

次に、中士別地区の道営農地整備事業についてです。

平成27年度から事業を開始した本事業は、令和3年までの工事完了面積が215.8ヘクタール、全体受益面積1,125.8ヘクタールに対し19%の進捗率となっています。

また、今年度の基盤整備計画面積は97.9ヘクタールが予定され、さらに事業が進展していきます。引き続き、てしおがわ土地改良区やJA北ひびきと連携し、着実な事業の推進に努めます。

次にサフォーク振興についてです。

サフォークラムの安定供給に資するため、ブランディング応援金事業により設置された士別めん羊生産育成牧場については、当初市内事業者の羊舎の一部を借用していましたが、昨年12月に多寄町に移設し、本年2月に初めての出産を迎えました。

成雌50頭のうち39頭が受胎し、受胎率は78%となりました。

また、生まれた子羊は63頭、産子率は1.6頭となり、今後は順調な出荷に向けた体制整備に期待をしています。

次に、企業等との協定についてです。

本年3月に、ダイハツ工業株式会社と包括連携協定を締結したほか、サツドラホールディングス株式会社及び株式会社イトイグループホールディングスとの3者による包括連携協定を締結いたしました。本協定の締結により、各企業のお力添えもいただきながら、地域の安全・安心な環境づくりや市民の健康増進をはじめ、スポーツや合宿の振興を図るなど、市民サービスの一層の向上と地域の活性化に努めてまいります。

また、5月には、一般社団法人日本自動車連盟（J A F）と観光協定を締結いたしました。安全・安心なドライブツーリズムの実現や観光振興への相互協力により、本市のみならず本地域へ多くの方にお越しいただけるよう、1市3町着地型観光推進協議会の取組を進めてまいります。

次に、合宿の受入れについてです。

令和3年度の合宿の受入れ実績は、スポーツ・文化合わせて、270団体、延べ1万4,314人となりました。

このうちスポーツ分野では、233団体、延べ1万3,777人を受け入れ、前年度よりも37団体、2,947人増加しましたが、文化系においては16団体増えたものの、95人の減少となりました。

スポーツ分野では、東京五輪に向けた陸上競技の調整合宿やスキー競技大会の再開などの中で、回復傾向となったものの、いまだ大学や高校においては、スポーツ・文化ともに合宿が制限されていることもあり、コロナ禍前に比べると、約36%減少しています。

こうした中、合宿の受入れの拡大に向けて、4月には中央競技団体や大学などに、合宿の里士別としてのトップセールスを実施してきたところです。

次に、チャレンジデーについてです。

今回で5回目の参加となるチャレンジデーは、健康・スポーツ都市宣言をしている本市として、市民皆スポーツや運動習慣の定着のきっかけづくりにつながることを目的に取組を始めました。

今回は、148の企業・団体から参加表明をいただき、また、ボッチャ体験などのプログラムを実施しながら、参加率47%を目指してきました。結果は30.2%の参加率となり、その結果、対戦相手の長野県東御市に勝利することができませんでしたが、今後も多くの市民の運動習慣の定着化を図り、市民皆スポーツの推進と健康増進に努めます。

次に、市立病院の経営状況についてです。

3年度においては、見直しを行った新経営改革プランに沿って、病院運営を行ってきたところです。

患者数は、入院では新型コロナの影響等から、一般・療養病棟合わせて前年度比3.3%の減となる約4万1,800人となる一方、外来は2.4%増の約9万8,500人となるなど、2年度受診控えの反動も見られました。

医業収益は、入院は前年度に対し4,900万円の減、外来は6,000万円の増となりましたが、病床の見直し等の経営改善に努めたほか、新型コロナ受入れ協力機関としての病床確保補助金もあり、純利益が見込まれることから、新経営改革プランで予定した約8億1,000万円の一般会計繰入金を2,000万円減額しました。その結果、年度末資金残は、対前年度比で1億円程度増額となり、その累計額は5億8,000万円となる見込みです。

また、本年4月には、長島 仁院長を事業管理者として再任するとともに、内科常勤医1名を確保したところですが、新型コロナの影響や患者数の減など、引き続き厳しい病院経営が見

込まれます。

今後は、新たに経営強化プランを策定し、地域医療連携推進法人との協調を深めるとともに、持続可能な経営基盤の構築を進め、地域包括ケアシステムの中心的役割を担うよう、病院運営を行ってまいります。

次に、行政組織の機構改革についてです。

人材育成と組織力強化を図り、市民サービスの質をより一層向上させるための機構改革を4月に行いました。自治体DXの推進体制強化に向け、総務課に、DX推進幹を配置し、DX推進係を新設するとともに、防災・減災をはじめとする危機管理体制の強化に向けて、地域防災マネージャーを課長職の危機管理監として登用しました。

経済部においては、事業の完了に伴い国営農地再編推進課を廃止しましたが、今後の農地再編事業の推進に向け、農業振興課に耕地管理監を配置しました。

市立病院においては、公営企業経営の体制強化に向け、経営管理部に新たに次長職を配置したところです。今後も市民サービスと利便性の向上に向けた取組を推進します。

最後に、公共工事の執行状況についてです。

本年度における建設工事等の発注については、3月に発注済のゼロ市債事業を含め、114件、約12億5,700万円を予定したところです。

この5月19日までに、土別下水処理場機械設備更新工事、し尿処理施設電気設備更新工事、西栄5条通り改良工事など、予定件数の約23.6%、27件の発注を終えたところであり、発注総額は、約2億5,100万円となりました。

なお、平均落札率は95.4%となっています。

6月には、市民文化センター外壁改修工事、土別南中学校校舎屋上防水改修工事などの発注を予定しており、今後においても、市内の経済情勢を考慮し、適切な発注に努めてまいります。

以上申し上げ、行政報告とします。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 以上で行政報告を終わります。

○議長（井上久嗣君） 次に、日程第3、報告第2号 継続費繰越計算書についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。法邑副市長。

○副市長（法邑和浩君）（登壇） ただいま議題となりました報告第2号 継続費繰越計算書について御説明申し上げます。

継続費として予算措置をしたバイオマス資源堆肥化施設整備事業費については、令和3年度の執行残額を4年度に繰り越して執行するもので、本年度に執行できる額及び財源内訳は、繰越計算書のとおりであり、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、御報告いたします。

（降壇）

○議長（井上久嗣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上久嗣君) 御発言がなければ、以上で報告を終わることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上久嗣君) 御異議なしと認めます。

よって、報告第2号は報告を終わることにいたします。

○議長(井上久嗣君) 次に、日程第4、報告第3号 繰越明許費繰越計算書についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。法邑副市長。

○副市長(法邑和浩君)(登壇) ただいま議題となりました報告第3号 繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

令和3年度予算を4年度に繰り越して執行するのは、新型コロナウイルスワクチン接種事業をはじめとする一般会計6事業及び公共下水道事業特別会計1事業です。

いずれも、実施時期及び国の予算との関連から3年度予算における繰越明許費の措置について、それぞれ議決をいただいているところです。

本年度に執行できる額及び財源内訳は繰越計算書のとおりであり、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告いたします。(降壇)

○議長(井上久嗣君) 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上久嗣君) 御発言がなければ、以上で報告を終わることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上久嗣君) 御異議なしと認めます。

よって、報告第3号は報告を終わることにいたします。

○議長(井上久嗣君) 次に、日程第5、報告第4号 事故繰越し繰越計算書についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。法邑副市長。

○副市長(法邑和浩君)(登壇) ただいま議題となりました報告第4号 事故繰越し繰越計算書について御説明申し上げます。

住宅新築促進助成事業において、新型コロナウイルス感染症の影響による資材不足から、助成対象の住宅2件の完成が遅れ、令和3年度内の事業完了が困難となったことから、やむを得ず本年度に事故繰越するものであり、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、御報告いたします。(降壇)

○議長（井上久嗣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。大西 陽議員。

○12番（大西 陽君） この制度がある以上、適正に対応するという事は問題はないと思います。

それで事故繰越金、あまり聞き慣れないので、もう一つ言うと、本市でこれによって対応するのは初めてと聞いておりますので、私なりに事故繰越というのはどういうものかということ若干調べてきました。

定義としては、予想し得なかったやむを得ない事由によって、事業の執行が遅れ、年度内に支出ができず、繰越明許費の議決を得る暇がなかった、この場合、翌年度に繰り越して使用できるといふこととあります。

それから、これは財務省だと思うのですが、事例として、異常気象、これは自然災害、あるいは請け負った業者の倒産によって、次の工事を担当する業者の選定に時間がかかったということ、もろもろ何点かあるわけですが、その上で伺います。

今回の案件、予想し得なかったと、こういうことでよろしいですか。確認をいたしたい。

○議長（井上久嗣君） 阿部商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（阿部 淳君） お答えいたします。

今回のこの事故繰越に関しましては、この制度自体が3月31日で終了するという事とありましたので、申請時におきましては、3月31日までに完了することを確認をして申請を受け付け、交付決定をしてきたところです。

この2件につきましても同じように、3月31日までに完了できると確認をして、交付決定をしたんですが、その後、窓口に来庁された際、聞き取りをし、議会の議決のスケジュールに間に合う部分でいけば、3月10日の日に施工状況の聞き取りを行いました。

その段階では、完成はできますというお話を伺っていたところではありますが、その後、第1回定例会最終日を過ぎた3月20日の日にその建物の工法に必要な資材ウレタンパネルの資材が届かないということが判明をし、それが1か月後になるということが分かったところです。その話を事業者から私どもがお伺いしたのが、3月29日、この日に完成する見込みがないという連絡を受けたところとあります。

それによりまして、完成できないということが分かったのが3月29日ということで、やむを得ない事情に当たると考えているところです。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） これは予想し得なかったということは、これ該当しないと思うんです。

もう一つ、行政執行する上で、いわゆる会計年度独立の原則、さらに言うと、予算の単年度主義、これをしっかりと守るといふ前提であれば、3月に入って、それぞれ業者の方と接触してるわけですから、速やかに繰越明許で対応するなりの措置はできたんだと思います。

それで結果論ですから、これは不可抗力ではなかったという、私個人的には印象を持ちました。

もう1点ですけれども、今年度も若干内容違いますけれども、同じような助成措置が、助成する施策を今打ち出しております。それで例えば工程表の詳細をきちっと出してもらって、節目節目で現地確認、あるいは施工者とのヒアリングをきちっとやるということが必要でないかなと思いますが、この点についての考え方はどうなんでしょうか。

○議長（井上久嗣君） 鴻野経済部長。

○経済部長（鴻野弘志君） お答えいたします。

まず、今報告をいたしました本件につきましては、課長のほうから申し上げたとおりで、担当といたしましても、年度末を見据えた中で、当初事業の完了、これらに基づいた懸案事項の解消ということで、業者と密に連絡をしていたということは、これはそのままの事実でございます。

また、今議員おっしゃられました工程表の管理、これについてもシステムの的に工程表の管理ということではありませんでしたけれども、特に年末、この冬場を迎えては、担当者も現地に赴いて、一所懸命管理、業者と打合せをしてきているということは、現実でございますから、この辺りを、もう少しシステムのことを、この辺りを検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 昨年までの事業については、例えば工程表を出してもらって、資材搬入の時期や何か、詳細です、それはやってなかったということなんでしょうか。

○議長（井上久嗣君） 阿部課長。

○商工労働観光課長（阿部 淳君） お答えいたします。

細かな何日に入ってくるといったところの確認まではできておりませんでした。口頭ではありますけれども、大体この辺りに入ってきて、こういった工事をするので完成ができるという話は聞いていたところではあります。細かな工程表については頂いていませんでしたので、今後の事務執行をするのに当たって検討してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 本来、貴重な財源を使って、市民の利益のために行政として対応する事業ですから、少なくとも年度内に終わらすという努力は、当然業者の方も、それから行政の指導も含めてやらなきゃならないと。口頭で話をしたということでは、ちょっと理解し難い。そういう意味では、今後の対応として、しっかり対応すべく特に申し上げて、理解はしませんけれども、一応質問は終わります。

○議長（井上久嗣君） ほかに御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上久嗣君) 御発言がなければ、以上で報告を終わることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上久嗣君) 御異議なしと認めます。

よって、報告第4号は報告を終わることにいたします。

○議長(井上久嗣君) 次に、日程第6、議案第49号 士別市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。大橋総務部長。

○総務部長(大橋雅民君)(登壇) ただいま議題となりました議案第49号 士別市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

本改正は、行政手続の簡素化を目的として、固定資産税の評価額に対する審査の申出など、手続時における押印を不要とするため、所要の改正を行うものです。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。(降壇)

○議長(井上久嗣君) 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上久嗣君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上久嗣君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり、可決されました。

○議長(井上久嗣君) 次に、日程第7、議案第50号 士別市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について及び議案第57号 令和4年度士別市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、以上2案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。法邑副市長。

○副市長(法邑和浩君)(登壇) ただいま議題となりました議案第50号 士別市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、並びに議案第57号 令和4年度士別市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、関連がありますので一括してその概要を御説明申し上げます。

初めに、士別市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてです。

まず、税率改定の考え方について申し上げます。

平成30年度から始まった国民健康保険制度の都道府県単位化においては、保険給付費に必要な費用は北海道から市町村に全額交付され、その財政運営の財源として、市町村は、北海道が

示す事業費納付金を納める仕組みになりました。

このため、税率については、事業費納付金を支払うことができる税収の確保が必要となり、北海道が示す標準保険税率を参考に設定するものです。

また、令和3年度決算については、約5,000万円の決算剰余金が生じ、国保支払準備基金保有額は4億円を超えることから、当面の国保財政の見通しや被保険者の負担を考慮したところでは、

そこで、4年度の税率については、5月24日の士別市国民健康保険運営協議会の答申を踏まえて、基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分それぞれ標準保険税率にできる限り近づけた税率設定としました。この場合、約1,600万円の税収不足が見込まれますが、国保支払準備基金を活用し、補填するものです。

北海道では、制度改革の趣旨を鑑み、加入者負担を公平化するため、12年度の全道統一保険料率を目指していることから、今後においても、標準保険税率と乖離させない考え方を基本とし、適時適正な税率の見直しを行ってまいります。

次に、税率改定の内容です。

まず、基礎課税分については、所得割を現行の8.4%から0.13ポイント引き下げ8.27%に、被保険者1人当たりの均等割は2万8,000円から1,000円引き下げ2万7,000円に、1世帯当たりの平等割は2万8,000円から1,000円引き下げ2万7,000円に、後期高齢者支援金分については、所得割を現行の2.8%から0.22ポイント引き下げ2.58%に、均等割は9,000円から1,000円引き下げ8,000円に、平等割は7,000円から1,000円引き上げ8,000円に、さらに介護納付金分については、所得割を現行の2.2%から0.23ポイント引き下げ1.97%に、均等割は1万円から2,000円引き下げ8,000円に、平等割を5,000円から2,000円引き上げ7,000円とするものです。

なお、新税率適用による影響額としては、1人当たりの年間平均国保税は、現行税率の約12万1,000円から11万8,000円に3,000円程度の引下げになるものと見込んでいます。

また、地方税法施行令の一部改正による賦課限度額の改正については、中間所得層の負担軽減を図るため、法定限度額に基づく改正を行うもので、基礎課税分の限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金分を19万円から20万円に引き上げるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者に対する国保税の減免期間の延長に伴う所要の改正を行うものです。

次に、令和4年度士別市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてです。

歳出については、事業費納付金の確定により納付金総額として1,021万3,000円を減額するほか、普通交付金の3年度精算額が確定したことに伴う返還金413万8,000円を計上しました。

また、歳入では、税条例改正に伴う税率改定、限度額の引上げ及び事業費納付金の確定により、国民健康保険税を2,862万4,000円減額する一方で、国保税減免期間の延長と未就学児均等割の軽減に伴う財源振替として、特別交付金76万円、一般会計繰入金101万7,000円を計上したほか、前年度繰越金については、歳出との関連から所要の措置を行うものです。なお不足する

財源については国保支払準備基金繰入金をもって収支の均衡を図った次第です。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上久嗣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上久嗣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第50号及び議案第57号の2案件は、原案のとおり可決されました。

○議長（井上久嗣君） 次に、日程第8、議案第51号 士別市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例について、議案第52号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について及び議案第53号 士別市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例について、以上3案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。東川健康福祉部長。

○健康福祉部長（東川晃宏君）（登壇） ただいま議題となりました議案第51号 士別市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例についてから、議案第53号 士別市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例についてまで関連がありますので一括して、その概要を御説明申し上げます。

本改正は、介護保険総合条例において市の行う介護サービス事業として規定されている、特定施設入居者生活介護事業及び介護予防特定施設入居者生活介護事業について、指定管理施設、士別桜丘荘の当該事業が9月末で指定廃止されることに伴い、関係する条文について、所要の改正を行うものです。

現在、桜丘荘の入所者で介護が必要な方は、外部サービス利用型として介護サービスが提供されていますが、指定廃止後は、個別契約型に移行し、介護を受けることになります。

このサービス提供体制の変更による利用者負担については大きな影響はなく、老人保護措置事業費の支出は増えますが、現行予算の範囲内で対応できるものと見込んでいます。

また、介護保険総合条例については、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置を令和4年度も継続することから、期間を延長する改正を行うものです。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。西川 剛議員。

○7番（西川 剛君） 養護老人ホーム、桜丘荘の10月からの運営形態について質問をいたします。

ただいまございました、現行の入所者の皆さんが介護サービスを受ける際には、桜丘荘が特

定施設として、外部サービス利用型ということで提供されているということでもありますけれども、10月から指定廃止で現行の入所者の方が、現在利用されている介護サービス、個別契約型の移行というのが、今提案されたんですけれども、実際この変更のそもそもの理由についてお伺いをしたいと思います。

若干、説明の中では、現在入所されている方が介護される、そのサービスを受けたいんだという方に提供できていないという課題があって、今回の改正に至ったと説明を受けているんですけども、その部分の改正理由、詳しくと。それからこの制度変更によって、実際、今課題となっている入所者の皆さんが受けられていない介護サービスがどのような形で受けられるようになるのかについて、1つ目お伺いをいたします。

あわせて、この変更によりまして、実際この桜丘荘の運営経費については、現在介護サービスの提供、外部サービスを利用しておりますけれども、桜丘荘が提供していることになっていると思いますので、その介護報酬などは、桜丘荘が受けていると思います。

個別契約になると、これは御本人が介護サービスを提供する会社に直接払うので、桜丘荘のいわゆる経費、経営の中からは除かれていくと思うんですが、御存じのとおり、これは指定管理施設ですので、この10月からの運営形態の変更によって、いわゆる運営経費への変更、その先にある指定管理料の変更など、現時点でどのような見積りをされているのか、この2点について聞かせてください。

○議長（井上久嗣君） 青木介護保険課長。

○介護保険課長（青木秀敏君） お答えいたします。

まず養護老人ホーム、桜丘荘の運営変更についてということであります。

現状、養護老人ホーム定員100人ということで運営しております。うち特定施設ということで、30人定員ということで現在運営しております。

こちらの特定施設につきましては、介護が必要となって、ある程度の入所が継続できるようにということで、特定施設入居者生活介護、こういった介護の指定を受けて訪問介護など、その他の在宅サービス、事業所からサービス提供を受けるといった外部サービス利用型として介護保険事業を運営しているところです。

今回変更に至った経過等なんですけれども、ここ近年で介護従事者不足、こういったものに伴いまして、特に訪問介護の事業所で休止、それから廃止といったようなことが発生してありました。その発生するたびに、やはりサービス利用の調整といったものが必要になってきます。当然、事業所間での調整ということになりますけれども、それもなかなかうまくいかないといったところもありまして、市も関与する中で、事業所に集まっていた中でサービス調整をしてきたという経過もあります。その中でも、外部サービス利用型だということで、桜丘荘、こちらについても訪問介護のサービスを提供していたということで、調整を行ってありました。

今年の4月現在で、訪問介護の桜丘荘でそういったサービス提供を受けていて、待機をしていた方というのが、利用待機者、こちらが6人発生してました。その後、在宅サービスの利

用者と収益差は生じる場所なんですけれども、事業者からの協力もありまして、その外部サービス利用型でのデイサービスを利用するなど調整しまして、今のところは待機者といったものは、解消はしているところとなっております。

この外部サービス利用型なんですけれども、事業者で収益差が出てくるといったような内容になっています。桜丘荘から支払う介護報酬、委託料になるんですけれども、業務委託をして払うといったようなこととなりますが、そういったものが低い設定になっております。そういったことから、業者の意向によってはサービスを選択する場合に制限がかかってしまうような事態になっています。

また、外部サービス利用型では、在宅サービスの利用時と比べると、同じサービスでありながら加算が取れない、そういったことですか、またサービス単位、そういったものが特定の施設の外部サービス利用型だと9割程度、そういったものが低いという現状になっておりまして、事業者のほうの収入が減ってしまうといった問題点もありました。

そういったことから、令和4年9月末で外部サービス利用型、こういったものを廃止しようと考えております。

また、サービス利用を19人の方、現在受けている方ですけれども、10月以降については、桜丘荘にいながらも、在宅サービスを受ける形態の、先ほども説明にありました個別契約利用型、こういったものに移行しまして、ケアマネジャーが作成するケアプラン、こういったものに基づいて、在宅サービス、デイサービスやデイケア、こういったものなどが利用できるような運営体制に変更していきたいと考えております。

また、そういった運営形態も変更するというので、ケアマネが作成するプラン、こういったものが必要となりますので、そういった事業所との連携、それから利用者にも利用料のほうの変更などの説明ですとか、在宅サービス事業者との調整、こういった部分が今後必要になってきようかなと考えております。

また、指定管理者と連携しながら、10月開始に向けて、そういった説明などを行っていきたいと考えているところです。

また、今回の運営変更に伴いまして、指定管理料の関連ですとか、そういった財政面での影響という部分なんですけれども、まず措置施設でありますので、そういったところに支払う老人保護措置費の基準単価というものも変わってきます。ごく粗い試算にはなりますが、本年度で約750万円程度増加する見込みとなっております。現行予算でいいますと1億6,000万円程度ありますので、5%程度ということになります。

また先ほどもありましたように、指定管理施設ということで、指定管理料、こういったものもありまして、現行予算では3,421万円計上しているところです。

今回の指定の廃止に伴いまして、指定管理者の三愛会、こちらでは介護報酬としての収入、これが820万円程度減額となる一方、外部サービス利用型ということですので事業者への委託料の支払いといったものも存在しています。そこが400万円程度の支出、これがなくなるとい

うことから差引きの影響額でいきますと、本年度では420万円程度の収入が減少すると見込んでおります。

今回の運営形態の変更によりまして、また施設の稼働率なんかが変わってくるという状況もありますので、収入、支出も大きく変動することも予想されます。そういった推移を見守ること、それから現在の原油価格の高騰ですとか、あとは物価上昇、こういったものによりまして経費の増加傾向にあるということもあります。今後の状況を確認しながら、指定管理者とも協議していく中で、補正予算の必要、こういったものを検討する考えでおります。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 西川議員。

○7番（西川 剛君） 詳しく教えていただきまして、ありがとうございます。

指定管理施設ですので、士別市が設置をしている公の施設においても、この地域の介護サービスの提供の課題というのが今回の変更に至っているんだろうと理解しております。

現状の対応としてやむを得ないと思いますけれども、やはりこの根本は介護サービスを提供する人材の確保なのだと思います。本議会でも一般質問で同僚議員が通告をしておりますので、その議論は彼女にお任せしますけれども、その部分も今後、現状対応だけではなくて、根本に向けた対応、対策についても検討いただくことをお願い申し上げて、質問を終わります。

○議長（井上久嗣君） ほかに御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上久嗣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上久嗣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第51号から議案第53号までの3案件は、原案のとおり可決されました。

○議長（井上久嗣君） 次に、日程第9、議案第54号 士別市水道料金等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） ただいま議題となりました議案第54号 士別市水道料金等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、その概要を御説明申し上げます。

今回の改定は、水道料金の改定並びに消費税及び地方消費税の取扱いの見直しに伴い、関係する条例を改正しようとするものです。

現行の水道料金は、平成30年度に健全な経営基盤を構築し、将来にわたり安全な水道水を安心して供給するための財源確保として、段階的に引上げを図ることとし改定しています。

今回の改定は、算定期間を令和4年度から令和7年度とし、予想給水収益と総括原価との差額を賄うため、料金収入総額の22.6%の引上げ改定をしようとするものです。

また、消費税等の取扱いについては、これまで、税込みの料金を規定していましたが、消費税の実納付額と端数の算定により差が生じることから、これを是正するため、所要の改正を行うものです。

なお、本改正に伴う所要額については、この後、補正予算により措置を予定するものであります。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上久嗣君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第54号については、会議規則第36条の規定により、総務産業常任委員会に付託することにしたいと思っております。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上久嗣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第54号は、総務産業常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（井上久嗣君） 次に、日程第10、議案第55号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部変更についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。大橋部長。

○総務部長（大橋雅民君）（登壇） ただいま議題となりました議案第55号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部変更について、その概要を御説明申し上げます。

本市が加入している、北海道市町村職員退職手当組合において、令和4年4月1日付で、上川中部福祉事務組合が新たに加入することにより、北海道市町村職員退職手当組合規約の一部に変更が生じることから、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上久嗣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上久嗣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

○議長（井上久嗣君） 次に、日程第11、議案第56号 令和4年度士別市一般会計補正予算（第3号）を議題に供します。

提案者の説明を求めます。法邑副市長。

○副市長（法邑和浩君）（登壇） ただいま議題となりました議案第56号 令和4年度士別市一般会計補正予算（第3号）について、その概要を御説明申し上げます。

初めに、総務費です。行政管理事業費では、社会全体のデジタル化への対応等に向けた個人情報保護制度の大幅な見直しに伴い、個人情報ファイル簿の整備や、関係する全ての条例等への全国共通ルールの適用等に要する業務委託料、577万5,000円を計上しました。

デジタルトランスフォーメーション推進事業費では、マイナポータルを活用したオンライン化を推進するため、申請管理システムの導入費、1,700万円を計上しました。

普通財産環境整備事業費では、武徳町に所有する市有地で、現在、北海道農業共済組合の穀類実測センター用地として無償貸付中の土地について、民間事業者への売却に向けた手続を進めるため、用地確定測量業務委託料、84万3,000円を計上しました。

地域振興事業費では、サフォーク羊によるまちづくりの推進を目的として受けた指定寄附金を活用し、士別サフォーク研究会が行う備品等整備に対する補助金、100万円を計上しました。

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費では、物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯への支援策の実施に当たり、ひとり親世帯分として児童扶養手当受給世帯等の子供1人につき5万円を支給するため、事務費と合わせ、1,259万5,000円を計上しました。

同じく、その他世帯分として令和4年度分の住民税均等割が、非課税かつ18歳未満の子供がいる世帯に子供1人につき5万円を支給するため、事務費と合わせ、427万2,000円を計上しました。

次に、民生費です。国民健康保険事業特別会計繰出金では、未就学児均等割の軽減に伴う繰出金、101万7,000円を計上しました。

次に、衛生費です。病院事業会計補助金において、過疎債ソフト分の限度額が確定したことなどに伴い、財源振替をするものです。

次に、消防費です。士別地方消防事務組合負担金では、士別消防署で更新整備する高規格救急自動車について、積載資器材の一部が補助対象外となり、消防署で申請する緊急消防援助隊設備整備費補助金が減額となったことから、93万3,000円を追加計上しました。

次に、教育費です。市民文化センター施設環境整備事業費では、消防用設備等点検の結果、非常用発電機が老朽化により不具合が生じていたことから、改修工事費、248万6,000円を計上しました。

スポーツイベント開催事業費及び総合体育館施設整備事業費では、独立行政法人日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成金事業として、サフォークランド士別ハーフマラソン大会開催事業について504万円、ランポリン器具購入費については220万1,000円の交付決定を受けたところであり、それぞれ財源振替を行うものです。

日向スキー場維持管理事業費では、スキー場圧雪車の定期点検の結果、経年劣化による走行ポンプ部分の故障のほか、複数箇所では修繕が必要であることが判明し、修繕に当たり現行予算に不足が生じることから、211万7,000円を追加計上しました。

あさひスキー場維持管理事業費においても同様に、スキー場圧雪車の修繕に当たり現行予算に不足が生じることから、69万6,000円を追加計上しました。

体育施設管理委託事業費では、昨年の干ばつの影響による各スポーツ施設の芝の復旧が予想以上に進まないことから、早急な対応を要する施設への追加復旧経費のほか、物価高騰に伴い、現行予算に不足が生じる見込みとなった肥料や種子代等資材費を合わせ、337万7,000円を追加計上しました。

なお、これらに要する財源については、国・道支出金等の特定財源のほか、財政調整基金の一般財源をもって収支の均衡を図った次第です。

次に、繰越明許費についてです。

世界的な半導体不足の影響等により、年度内の完了が困難な事業について、予算を繰り越して実施するため、所要の措置を講じたところです。

次に、地方債の変更については、歳出予算との関連から、所要の措置を講ずるものです。

以上、今回の補正の概要について御説明申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上久嗣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上久嗣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

○議長（井上久嗣君） 以上で、本日の日程を終了いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、明4日から13日までの10日間は休会としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上久嗣君） 御異議なしと認めます。

よって、明4日から13日までの10日間は休会と決定いたしました。

なお、14日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日はこれをもって、散会いたします。

御苦労さまでした。

(午前11時09分散会)